

桂-240514

令和 年 月 日

様

契約書

京都市桂川療護園 短期入所事業所

社会福祉法人京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

利用契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

| | |
|-------------------------|---|
| 第1条 (契約の目的)..... | 2 |
| 第2条 (契約期間及び利用)..... | 2 |
| 第3条 (短期入所計画) | 2 |
| 第4条 (サービスの内容)..... | 2 |
| 第5条 (利用料)..... | 3 |
| 第6条 (利用料の中止、変更、追加)..... | 3 |
| 第7条 (サービス内容の変更)..... | 3 |
| 第8条 (事業者の基本的義務)..... | 3 |
| 第9条 (事業者の具体的義務)..... | 4 |
| 第10条 (事故と損害賠償)..... | 4 |
| 第11条 (契約の終了事由)..... | 5 |
| 第12条 (契約者からの中途解約等)..... | 5 |
| 第13条 (契約者からの契約解除)..... | 5 |
| 第14条 (事業者からの契約解除)..... | 6 |
| 第15条 (苦情解決)..... | 6 |
| 第16条 (協議事項)..... | 6 |

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川療護園 短期入所事業所
(京都府指定 第2614000194号)

「障害者短期入所サービス」利用契約書

_____様（以下「契約者」という）と社会福祉法人京都社会事業財団 理事長 野口雅滋（以下「事業者」という）は、利用者が京都市桂川療護園に併設する短期入所施設（以下「事業所」という）において事業者から提供される短期入所サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 本契約は、事業者が契約者の居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要なサービスを適切に提供することを定めます。

（契約期間及び利用期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から、利用者の自立支援給付費支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日の、1ヶ月前までに契約者から契約終了の申し出が無い場合に、この契約は自動的に更新され以後も同様とします。

（短期入所計画）

第3条 事業者は、常に契約者の課題と意向を把握し、短期入所期間中の生活支援を行います。また、入所期間中に計画されているレクリエーション、行事等について説明し、参加の有無について同意を得た上で参加していただきます。

（サービス内容）

第4条 事業者は、前条に定める短期入所計画及び「サービス利用説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- (1) 相談・助言
- (2) 入浴
- (3) 食事
- (4) 健康管理
- (5) レクリエーション
- (6) その他

第二章 料 金

(利用料金)

- 第5条 契約者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書6の(1)及び(2)に定める所定の利用者負担額及びサービス利用に係る実費負担額を事業者を支払うものとします。ただし、自立支援給付費は、事業者が代理受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月毎に計算し翌月に請求しますので、重要事項説明書6の(3)に定める方法により事業者を支払うものとします。

第三章 利用の中止、変更、追加

(利用の中止、変更、追加)

- 第6条 契約者は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の受付時間内（重要事項説明書に記載）までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、サービス実施日の前日の受付時間以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める取り消し料を事業所にお支払いいただく場合があります。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更追加の申し出に対して契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者と協議するものとします。
- 4 利用期日前において、医師の診察により利用者・家族が感染性と診断された、もしくは疑いのある場合は事業所判断において短期入所サービスの利用を中止する場合があります。

(サービス内容の変更)

- 第7条 事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービスの内容を変更することが出来るものとします。

第四章 事業者義務等

(事業者の基本的義務)

- 第8条 事業者は、契約者に対し、できる限り居宅に近い環境の中で、契約者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、必要なサービスの提供を適切に行います。
- 2 事業者は、契約者の意思と人格を尊重し、常に契約者の立場にたって、短期入所サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

- 第9条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、この契約に基づく内容について、契約者の質問等に対して説明を行う等適切に対応します。
- 3 事業者及びサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあたって知り得た契約者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示いたしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
 - (2) 事業者は契約者の緊急医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供出来るものとしします。
 - (3) 前2項に拘わらず、契約者に係る他の生活支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等に事前に同意を得た上で、個人情報を用いることができるものとしします。
- 4 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業者は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしします。
- 6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。契約者若しくは代理人は請求によりこれを閲覧し、また実費の負担により複写の交付を請求することも出来ます。
- 7 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとしします。

第五章 損害賠償

(事故と損害賠償)

- 第10条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって契約者に損害を与えた場合には、速やかに契約者の損害を賠償します。ただし、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合は事業者の損害賠償責任を減じることが出来ます。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

- 第11条 本契約は、以下の各号に基づく事由が生じた場合は契約を終了するものとしします。
- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - (3) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- (4) 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (6) 第2条の契約期間が満了した場合（但し、満了前に契約更新の手続きが行われた場合は除く）

(利用者からの中途解約等)

第12条 契約者は、本契約の有効期間中であっても解約することができます。但し、解約を希望される場合は、契約の終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、契約者が入院した場合等止むを得ない事情がある場合には即時に解約することが出来ます。

- 2 契約者が、第1項の通知を行わずに短期入所サービスを利用しなくなった場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第13条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
- (2) 業者もしくはサービス従事者が第9条第1項から第6項に定める義務に違反した場合
- (3) 業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の生命・身体・財産・信用を傷つける事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の生命・身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約者に支払能力の有無にかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが行われない場合又は故意に支払わない場合
- (2) 契約者が、他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス提供者の生命・身体・財産・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (4) 契約者自身に起因する理由により、自からの生命・身体を傷つけるなど、本契約によるサービス提供の継続しがたい事情が生じ、その改善が見込めない場合

第七章 その他

(苦情解決)

第15条 契約者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 契約者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載されている第三者委員に苦情を申し立てることもできます。さらに行政機関及び都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情の申し立てを行うことも出来ます。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が署名・捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

契 約 者

(住 所) _____

(氏 名) _____ ㊟

身元引受人

(住 所) _____

(氏 名) _____ ㊟

(続 柄) _____

署名代行者

(住 所) _____

(氏 名) _____ ㊟

(利用者との関係) _____

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 京都社会事業財団

(所 在 地) 京都市西京区山田平尾町 17 番地

(代 表 者) 理事長 野 口 雅 滋 ㊟

事業所

(事業所名) 京都市桂川療護園 短期入所事業所

(所 在 地) 京都市西京区下津林東大般若町 32 番地

(管 理 者) 施設長 柏 木 佐 織